

会 議 名	第3回双葉町復興整備協議会 特別会議	
日 時	平成29年7月25日(火) 午後1時30分～午後1時47分	
場 所	福島県本庁舎5階 正庁	
復興整備事業	復興拠点アクセス道路整備事業	
出 席 者	復興庁	福島復興局 参事官 北市 豊和
	双葉町	復興推進課 課長 平岩 邦弘
		復興推進課 主幹 網蔵 孝紀
	福島県	企画調整部土地・水調整課 課長 小池 喜司雄
		企画調整部地域政策課 課長 加藤 靖宏
		農林水産部農業担い手課 課長 今泉 耕治
		土木部都市計画課 課長 諏江 勇
		土木部まちづくり推進課 主任主査 石倉 信昌
土木部道路整備課 課長 宗像 誠也		
協議内容		
<p>1. 開会（進行：双葉町復興推進課 支援員 廣田）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出席者紹介</li> <li>・会議の公開の有無について（公開）</li> <li>・傍聴の注意事項</li> <li>・議長紹介</li> </ul> <p>双葉町復興整備協議会規約第7条及び第9条第1項の規定により、双葉町復興推進課長が議長となる。</p> <p>2. 議長あいさつ（議長：双葉町復興推進課 課長 平岩）</p> <p>3. 現状と課題</p> <p>（出席者：双葉町復興推進課 主幹 網蔵）</p> <p>それでは、議事に入ります前に双葉町の現状と課題について、双葉町から説明させていただきます。</p> <p>【別紙「現状と課題」により説明】</p> <p>（議長：双葉町復興推進課 課長 平岩）</p> <p>ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>（出席者一同）</p> <p>意見質問等なし。</p> <p>4. 議事</p>		

(議長：双葉町復興推進課 課長 平岩)

本日、協議する事項は復興拠点アクセス道路整備事業に伴う都市計画の変更であります。

なお、当該都市計画の変更は、復興特区法第48条第2項により協議会での協議を必要としますが、同意を得ることを要しない事項となっていることを申し添えます。

協議の進め方ですが、はじめに、双葉町から復興整備計画(案)の概要を説明いたします。続いて、復興拠点アクセス道路整備事業の概要について、県道路整備課から説明いたします。

その後、復興特区法第48条第1項第3号に規定する都市計画の変更については、県の決定事項でありますので、県都市計画課から説明をいたします。

それでは、双葉町から復興整備計画(案)の概要について、説明願います。

(説明者：双葉町復興推進課 主幹 網蔵)

【様式第2により概要説明(復興整備事業総括図を含む。)】

(議長：双葉町復興推進課 課長 平岩)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見質問等なし。

(議長：双葉町復興推進課 課長 平岩)

続きまして、県道路整備課から事業の概要について、説明願います。

(説明者：福島県道路整備課 課長 宗像)

【復興拠点アクセス道路整備事業の概要について、資料により説明】

(議長：双葉町復興推進課 課長 平岩)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(福島県地域政策課 課長 加藤)

復興拠点アクセス道路整備事業の財源は何でしょうか？

(福島県道路整備課 課長 宗像)

福島再生加速化交付金です。

(福島県地域政策課 課長 加藤)

事業全体での充当率はどのくらいでしょうか？

(福島県道路整備課 課長 宗像)

国庫補助の充当率は77.5%ですが、残りは震災復興特別交付税として全額国から来ます。

(福島県地域政策課 課長 加藤)

復興・創生期間の平成28～32年度までは最終的に国庫補助充当率は100%のフレームとなっているが、平成33年度以降の財源確保はどのように見通しを立てていますか？

(福島県道路整備課 課長 宗像)

現在、国から聞いているのは平成32年度分までであるが、その後の財源確保については引き続き国へ申し入れていきます。

(福島県地域政策課 課長 加藤)

復興庁に申し入れておきますが、福島の復興はこの復興・創生期間を含めた10年で終わるものではないことははっきりしているので、平成33年度以降の復興財源の確保についても、このような事例があることをお含みいただいて、財源フレームを新たに構築する際に考慮していただくようよろしくお願いします。

(議長：双葉町復興推進課 課長 平岩)

続きまして、県都市計画課から復興拠点アクセス道路整備事業に関する復興特区法第48条第1項第3号に規定する都市計画の変更について、説明願います。

(説明者：福島県都市計画課 課長 諏江)

【双葉町復興整備計画(案)を基に、資料により説明(平成29年7月14日に開催した福島県都市計画審議会で同意を得ていることを説明。)]

(議長：双葉町復興推進課 課長 平岩)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見質問等なし。

(議長：双葉町復興推進課 課長 平岩)

特に意見がないようですので、以上で本日の議事を終了します。

なお、復興特区法第48条第1項第3号に規定する都市計画の変更は異議ないものとして、復興特区法第48条第9項に基づき、双葉町復興整備計画の変更を公表することで都市計画の変更があったものとみなされます。

本日協議しました「双葉町復興整備計画の変更」については、7月28日(金)に双葉町

ホームページ等で公表したいと考えております。

5. 閉会（進行：双葉町復興推進課 支援員 廣田）

**【協議結果】**

・復興拠点アクセス道路整備事業に伴う都市計画の変更について、異議ないものとして東日本大震災復興特区法第48条第9項の規定に基づき、双葉町復興整備計画の変更を公表することで都市計画の変更があったものとみなす。